

熊本大学 令和4年度 (日本人学部学生用)

入学料免除・徴収猶予、 前期授業料免除申請のしおり

一般枠

【対象】 申告番号②、④～⑩の者

※入学手続き時の「入学料・授業料免除申告」で選択した番号に従い、申請準備を行ってください。

■高等教育の修学支援新制度（以下、「新制度」という。）は、入学料免除・授業料免除・給付奨学金（原則返還不要の奨学金）の申請がセットになっています。

本免除申請をする者は、併せて新制度給付奨学金の手続きも併せて行う必要があります。
(※新制度の申請要件外となる者を除く)

新制度給付奨学金（予約採用）に申請済みの者、採用者 → 入学ガイドブック 22 ページ参照
4 月以降新制度給付奨学金（在学採用）に申請予定の者 → 入学ガイドブック 23 ページ参照

申告番号⑥～⑩を選択し、免除等申請する方は、それぞれ（例：新制度と災害枠）の結果を比較し、有利な方を最終結果とします。

新制度の申請要件外の者、⑥～⑩（災害枠・学資負担者死亡等）に該当しない者は、入学料徴収猶予のみ申請可能です。

選抜種別等	1次申請期間（入力）	2次申請期間（郵送）
総合型選抜	令和4年2月21日（月） ～25日（金）	令和4年2月24日（木） ～28日（月）「消印有効」
学校推薦型選抜Ⅰ		
学校推薦型選抜Ⅱ		
一般選抜（前期日程）	令和4年3月11日（金） ～17日（木）	令和4年3月14日（月） ～18日（金）「消印有効」
帰国生徒選抜		
一般選抜（後期日程）	令和4年3月24日（木） ～28日（月）	令和4年3月28日（月） ～30日（水）「消印有効」
社会人、第3年次編入学選抜		

※提出書類は「レターパックライト」（追跡確認ができるため）を使用し、品名欄に「受験番号」、「学部名」及び「入学料免除申請書類等」と記入して郵送してください。

※入学料徴収猶予とは、入学料の納入を一定期間猶予するものであり、免除ではありません。

※申請期間を過ぎた場合は、一切受け付けません。

[送付先]〒860-8555 熊本市中央区黒髪2丁目40番1号

熊本大学学生支援部学生生活課経済支援担当

[問い合わせ先] 096-342-2151、2126

下表「【入学金免除・入学金徴収猶予、授業料免除申請書類一覧】抜粋」を、参考に、それぞれ該当する書類の準備を行ってください。

該当番号	対象者	現在の状況		学生が準備（提出）するもの
②	新制度認定済み	給付奨学金： 決定者	支援区分:第Ⅱ区分 支援区分:第Ⅲ区分 「入学金徴収猶予 (入学金の納付延期)希望者」	【1年次生】 ・採用候補者決定通知(コピー) ・A様式1（申請書） ・入学金徴収猶予申請書 ・所得に関する証明書類(1セット) 【3年次編入生】 ・奨学生番号、現在の支援区分が分かるもの (例：奨学生証（コピー）、スカラネット・パーソナルの画面等) ・A様式1（申請書） ・入学金徴収猶予申請書 ・所得に関する証明書類(1セット)
④	新制度在学採用申請予定者	給付奨学金:大学入学後（4月以降）申請する者	「入学金徴収猶予 (入学金の納付延期)希望者」	・A様式1（申請書） ・入学金徴収猶予申請書 ・所得に関する証明書類(1セット)
⑤	新制度の対象外者	給付奨学金: 不採用者、要件外者	「入学金徴収猶予 (入学金の納付延期)希望者」	・入学金徴収猶予申請書 ・所得に関する証明書類(1セット)
	経済的理由	「入学金徴収猶予 (入学金の納付延期)希望者」		
⑥	新制度在学採用申請予定者 + 災害枠	給付奨学金:大学入学後（4月以降）申請する者	全壊 大規模半壊 半壊又は床上浸水	・A様式1（申請書） ・災害枠入学金免除申請書and災害枠授業料免除申請書 ・罹災証明書（コピー可） ・写真貼付台紙に被災状況写真3枚程度貼付（1セット） 注1）半壊又は床上浸水被害の者は上記書類に加えて、 ・入学金半壊等家計審査調査書and授業料半壊等家計審査調査書 ・所得に関する証明書類（1セット）
⑦	新制度認定済み + 災害枠	給付奨学金： 決定者	Ⅰ区分 全壊 Ⅱ区分 大規模半壊 Ⅲ区分 半壊又は床上浸水	・A様式1（申請書） ・災害枠入学金免除申請書and災害枠授業料免除申請書 ・罹災証明書（コピー可） ・写真貼付台紙に被災状況写真3枚程度貼付（1セット） ・採用候補者決定通知(コピー) 注1）3年次編入生は「採用候補者決定通知」に代えて、 ・奨学生番号、現在の支援区分が分かるもの (例：奨学生証（コピー）、スカラネット・パーソナルの画面等) 注2）半壊又は床上浸水被害の者は上記書類に加えて、 ・入学金半壊等家計審査調査書and授業料半壊等家計審査調査書 ・所得に関する証明書類（1セット）
⑧	新制度の対象外者 + 災害枠	給付奨学金: 不採用者、要件外者	全壊 大規模半壊 半壊又は床上浸水	・災害枠入学金免除申請書and災害枠授業料免除申請書 ・罹災証明書（コピー可） ・写真貼付台紙に被災状況写真3枚程度貼付（1セット） 注）半壊又は床上浸水被害の者は上記書類に加えて、 ・入学金半壊等家計審査調査書and授業料半壊等家計審査調査書 ・所得に関する証明書類（1セット）
⑨	学資負担者の死亡等 (入学前1年以内に 限る)	災害救助法が適用された自然災害で、入学前1年以内において、学資負担者が死亡（含行方不明）した場合 ※給付奨学金決定者（支援区分Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ）、大学入学後（4月以降）申請予定者は、申請のしおりを確認して該当する書類を提出してください。		・A様式1（申請書） ・災害枠入学金免除申請書and災害枠授業料免除申請書 ・死亡⇒学資負担者の死亡診断書等（コピー） ・採用候補者決定通知(コピー) 注）3年次編入生は「採用候補者決定通知」に代えて、 ・奨学生番号、現在の支援区分が分かるもの (例：奨学生証（コピー）、スカラネット・パーソナルの画面等)
⑩	学資負担者の死亡等 (入学前1年以内に 限る)	入学前1年以内において、学資負担者の死亡、又は入学者若しくは学資負担者が風水害等の被害を受けた場合 ※給付奨学金決定者（支援区分Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ）、大学入学後（4月以降）申請予定者は、申請のしおりを確認して該当する書類を提出してください。		・A様式1（申請書） ・入学金免除・徴収猶予申請書and授業料免除申請書 ・所得に関する証明書類（1セット） ・死亡⇒学資負担者の死亡診断書等（コピー） ・風水害等⇒写真貼付台紙に被災状況写真3枚程度貼付 ・採用候補者決定通知(コピー) 注）3年次編入生は「採用候補者決定通知」に代えて、 ・奨学生番号、現在の支援区分が分かるもの (例：奨学生証（コピー）、スカラネット・パーソナルの画面等)

「入学金・授業料免除申請システム」を利用する際の注意

- ・本しおり及び、「入学金・授業料免除申請システムの入力方法」をダウンロードし、必ず熟読の上、入力（1次申請）を行うようにしてください。
- ・本申請は、1次申請のみでは完了しません。2次申請（申請書類の郵送）も必ず行ってください。

※免除システム掲載場所→ https://www.kumamoto-u.ac.jp/daigakuseikatsu/nyugaku_zyugyou/nyugakuryo_menjo

◆提出書類について ※マイナンバーの記載がある書類は提出しないでください。

●【該当者のみ】A様式1（大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書）

※様式を印刷し、記入後、他の免除等申請書類と一緒に郵送する。

①申請書（免除システムに入力後、印刷する。）

番号	申請書種類
②、④、⑤	一般枠入学料徴収猶予申請書
⑥、⑦、⑧、⑨	災害枠入学料免除申請書、災害枠授業料免除申請書 半壊・床上浸水・・・上記に加え一般枠入学料免除・徴収猶予申請書、 一般枠授業料免除申請書
⑩	一般枠入学料免除・徴収猶予申請書 一般枠授業料免除申請書

②所得に関する証明書類 ※（写）以外は原本の提出が必要です。

◎各証明書類と併せて、熊本大学指定の各様式（様式1～様式15）の提出も必要です。

各様式は、システムから印刷してください。

様式1、様式2、様式3は必須書類。様式4～様式15は、各自該当するものを準備してください。

※申請書だけでは審査ができません。本人と同一生計家族で下表の対象者に該当する場合は、該当する全ての項目について、証明書を提出してください。
※源泉徴収票（写）や確定申告書（写）を提出する場合も、市区町村発行の所得（課税）証明書は全員必要です。
※同一生計とは、同居・別居を問わず家計を支える者が送金等を行うなど、生活費に一体性がみられる状態のことをいいます。

対象者	本人 チェ	証明書等	発行機関等
全員（1人1枚）		授業料免除連絡票（様式1） （入学料免除、入学料徴収猶予申請の方も読み替えて使用） 免除システムに入力後、印刷する。	-
同一生計家族全員 （幼児、就学者を除く）		最新の所得課税に関する証明書（原本）（個人証明） ※「収入」「所得」「課税額」、全ての項目が記載されているもの ※世帯分（家族で1枚）は不可 ※専業主婦等、18歳以上で収入がない方（予備校生を含む）の分も必須	市区町村など
給与所得者 （パート・アルバイト等を含む。申請者本人のアルバイトは不要） ※右の①～④について該当するものを提出		①令和2年12月以前から同一会社等に継続して勤務している場合 源泉徴収票（令和3年分）（写） ※複数の勤務先がある場合は、すべてを提出 ②令和3年1月以降に就職し、現在も継続して勤務している場合 給与支給（見込）証明書（様式5） 就労に関する申立書（様式8の2） ③令和3年1月以降に転職し、現在も継続して勤務している場合 給与支給（見込）証明書（様式5）、退職及び退職金支給証明書（様式6）、就労に関する申立書（様式8の2） ④令和3年4月以降に退職した場合（退職金がない場合も必要） 退職及び退職金支給証明書（様式6） 就労に関する申立書（様式8の2）	勤務先 勤務先（様式5） 前勤務先（様式6） 所得者本人（様式8の2）
給与所得以外の所得がある者 （自営・農業等・外交員・不動産・雑所得・利子配当・株式譲渡・一時所得等がある者）		令和3年分確定申告書の第一表・第二表・第三表（税務署に提出した申告書控）（写） ※確定申告で分離課税がある場合は、第三表も提出すること。 ※確定申告を行っていない場合は、令和4年度市（町）県民税申告書等の令和3年分の収入金額、必要経費、所得金額が分かるもの 令和3年1月以降に新たに事業を始めた場合 直近3ヶ月の収入金額、必要経費、所得金額が分かるもの。実績がない場合は、上記の見込み金額が分かるもの（事業主本人の申立書、A4版様式自由、署名、押印、コピー不可）（様式8の2）	所得者本人 事業主本人
年金（恩給）受給者 ※公的年金（老齢基礎・厚生・障害・遺族・共済・企業・農業年金等）、個人年金、恩給等		※（様式14）を1人1枚ずつ使用し、次の中で一番日付の新しいものを貼付の上、年金の種類別の年額を全て記入して提出すること。 ・最新の年金改定通知書（写） ・年金振込（支払）通知書（ハガキ）（写） ・年金の源泉徴収票（写） ※確定申告を行っている場合は、令和3年分確定申告書（第一表・第二表）も提出	日本年金機構、共済組合、保険会社など
入学前1年以内（R3.4.1～R4.3.31）に臨時所得（退職金、保険金など）がある場合		退職金源泉徴収票（写）、保険金支払証明書など臨時所得の金額及び受取日が分かるもの（退職金がある場合は、退職及び退職金支給証明書（様式6））	勤務先 保険会社など
失業中の場合		雇用保険受給資格者証（第1面～第4面）（写）	ハローワーク
休職中の場合		休職証明書（休職期間が明記されているもの） 傷病手当受給者は傷病手当金通知書（写）など支給月額が分かるもの	健康保険組合等
育児休業中の場合		育児休業手当、育児休業給付金受給資格者証（写）など支給月額が分かるもの	ハローワーク等
児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当を受給している場合		最新の認定・支払通知書又は児童扶養手当受給証など支給額が分かるもの（写）	市区町村など
生活保護を受けている場合		最新の保護決定通知書など扶助料（直近3ヶ月分）が分かるもの（写）	市区町村など
健康管理手当を受けている場合		健康管理手当証など支給額が分かるもの（写）	所轄官庁
就労可能で無職無収入（専業主婦を除く。）の者がいる場合 （18歳以上の者で予備校生を含む。）		申立書（様式8）	該当者本人
日本学術振興会特別研究員に採用されている場合（本人及び配偶者）		採用決定通知書（写）、研究遂行経費の申請状況の判断できるもの	日本学術振興会

◇特別控除に関する証明書類

対象者	本人 チェック	証明書等の種類	発行機関等
母子・父子世帯		母子・父子世帯申立書（様式9）	申請者本人
就学者がいる場合（本人及び小・中学生を除く。）		在学状況及び授業料免除状況証明書（様式7） ※必ず本学の（様式7）を使用してください。	就学者の在学学校
障害者、要介護者（要介護認定1～5）、原爆被爆者（原爆被爆者は障害がある場合のみ）がいる場合		障害者手帳（写）、療育手帳（写）、介護保険被保険者証（一・二面）（写）、被爆者健康管理手帳（写）など	所轄官庁、病院など
6ヶ月以上の長期療養者がいる世帯		長期療養証明書（様式11） ※申請時現在、仕事に復帰している場合は該当しません。	病院、薬局など
入学前1年以内に火災・風水害にあった世帯		被（罹）災証明書、被災額証明書などの被害金額が分かるもの又は被害届受付番号など確定申告により雑損控除を受けている場合は、その金額が分かるもの 損害保険金等がある場合は、その支払金額が分かるもの	消防署、警察署、市区町村など
主たる家計支持者が別居している世帯（勤務先の命によるものに限る。）		単身赴任証明書(様式12)及び主たる家計支持者の別居（単身赴任等）に係る支出状況申告書(様式13) ※証明となる領収証等のコピーも提出してください。	勤務先など
入学前1年以内に学資負担者が死亡した場合		死亡が確認できる書類 (退職金・保険金・遺族年金等の支払(見込) 金額が分かる書類も併せて提出すること。)	保管中のもの 勤務先、関係機関

◇学資負担者の死亡に関する証明書類

対象者	本人 チェック	証明書類等の種類
<ul style="list-style-type: none"> 入学前1年以内に学資負担者が死亡した世帯の学生 【災害枠】 入学前1年以内において、災害救助法適用地域での災害により学資負担者が死亡（含 行方不明）した世帯の学生 		<ol style="list-style-type: none"> 死亡が確認できる書類（死亡診断書（写）、戸籍抄本等） 保険金があれば金額・支払年月日が分かるもの（保険金支払計算書（写）等） 退職金があれば、金額・支払年月日が分かるもの（様式6等） 遺族年金があれば、その金額が分かるもの（年金振込通知書（写）等） 保険金・退職金・遺族年金がなければ、その旨を記入した申立書（様式8）

◇独立生計に関する証明書類

対象者	本人 チェック	証明書等の種類	発行機関等
独立生計者 (次の全ての認定要件に該当すること。) 【認定要件】 1. 所得税法上及び健康保険上、父母等の扶養家族でない者 2. 本人（及び配偶者）の父母等と別居している者 3. 本人（または配偶者）に収入があり、その収入について所得申告がなされ、所得証明書が発行される者		独立生計者申立書（様式10）及び以下の書類の提出により、全ての認定要件を満たしていることを証明してください。 <ul style="list-style-type: none"> 本人または配偶者が筆頭健康保険被保険証（写）（国民健康保険の場合は、本人または配偶者が世帯主）（要件1） 住民票、運転免許証などの本人（または配偶者）及び父母に関する確認書類（写）（要件2） 本人（配偶者があるときは配偶者を含む。）の最新の市町村発行の所得（課税）証明書（原本）及び源泉徴収票（写）または確定申告書第一表・第二表（控）（写）など収入が確認できるもの（要件3） 	本人所持のもの 市区町村、本人所持のもの 市区町村、勤務先など

◇災害枠該当者の証明書類

	被災規模	本人 チェック	証明書類の種類
①	全壊 大規模半壊		<ul style="list-style-type: none"> 災害枠入学料免除申請書、災害枠授業料免除申請書 罹災証明書 被災状況が分かる写真（写真貼付台紙に貼ること）
②	半壊 床上浸水		<ul style="list-style-type: none"> ①の書類 一般枠入学料免除・徴収猶予申請書、一般枠授業料免除申請書 所得等に関する証明書類

《注意事項》

- 給与所得者や年金受給者で確定申告をする方は、必ず、源泉徴収票や年金に係る証明のコピーを保管の上、徴収猶予等申請時にそのコピーを証明書類として大学へ提出してください。源泉徴収票等のコピーがない場合は、勤務状態（継続・退職）や年金受給期間等が確認できないため、再発行を求める場合があります。

●個人情報の取り扱いについて

入学料徴収猶予申請書等に記入された内容や提出された書類等の個人情報は、入学料徴収猶予等選考のために利用し、その他の目的に利用することはありません。

◇免除等の結果について（例）

〈Aさんの場合（該当番号：②）〉

高等学校在学時に新制度「給付奨学金」に申請。「令和4年度大学等奨学生採用候補者決定通知」を受領。内容を確認すると給付奨学金の「支援区分が第Ⅱ区分」だった。入学手続き時に、**入学金を納入せず**、「入学金・授業料免除申告」で②を選択し、入学手続き完了。入学ガイドブック記載の申請期間に、免除申請のしおりと免除申請システムの入力方法を確認しながら、「**入学金・授業料免除申請システム**」で熊本大学独自の**入学金徴収猶予（入学金の納付延期）**を申請入力（1次申請）し、書類を提出（2次申請）。

4月以降「**進学届**」を入力し、正式に給付奨学生（支援区分：第Ⅱ区分）となり、5月以降給付奨学金の振り込み開始。

7月上旬頃、**入学金・前期授業料の免除結果、入学金徴収猶予の選考結果が許可**の通知を確認。

Aさんの**入学金**（282,000円）は、2/3（188,000円）免除、1/3（94,000円）がAさんの負担額となる。**入学金徴収猶予の選考結果が「許可」**だったことに伴い、94,000円を**保証人宛に届く「振込依頼書」**で令和4年9月30日までに納入する。

Aさんの**前期分授業料**（267,900円）は、2/3（178,600円）免除、1/3（89,300円）がAさんの負担額となる。89,300円を、7月中旬頃に「**銀行預金口座自動引落とし**」により納付する。



〈Bさんの場合（該当番号：④）〉

高等学校在学時に新制度「給付奨学金」の申請を行わずに、大学入学後（4月以降）に「令和4年度給付奨学金」に申請するため、入学手続き時に、**入学金を納入せず**、「入学金・授業料免除申告」で④を選択し、入学手続き完了。

入学ガイドブック記載の申請期間に、免除申請のしおりと免除申請システムの入力方法を確認しながら、「**入学金・授業料免除システム**」で熊本大学独自の**入学金徴収猶予（入学金の納付延期）**を申請入力（1次申請）し、書類を提出（2次申請）。

4月以降給付奨学金の申込を行い、7月上旬頃、給付奨学金の結果通知を受ける。

結果は、「給付奨学金採用（支援区分：第Ⅲ区分）」であった。

7月下旬頃、**入学金・前期授業料の免除結果、入学金徴収猶予の選考結果が不許可**の通知を確認。

Bさんの**入学金**（282,000円）は、1/3（94,000円）免除、2/3（188,000円）がBさんの負担額となる。**入学金徴収猶予の選考結果が「不許可」**だったことに伴い、188,000円を**保証人宛に届く「振込依頼書」**で、本学が選考結果を発表した日から14日以内に、納入する。

Bさんの**前期分授業料**（267,900円）は、1/3（89,300円）免除、2/3（178,600円）がBさんの負担額となる。178,600円を、8月上旬頃に別途納付方法の案内を受けて、納付する。



※入学金免除のみ申請し「**全額免除**」以外となった者、入学金徴収猶予を申請し「**徴収猶予不許可**」となった者は、**本学が選考結果を発表した日から14日以内に本人負担額を納付**してください。

※選考結果発表後、本学が定めた期限までに入学金の納付を怠った場合、学則に基づき**除籍**となります。